

会報

2023年7月号

今回のテーマは「任意後見契約」です。

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



この会報は、お世話になった方々や
セミナー参加者にお届けしています。



高齢者の悩みの一つが、もし自分が認知症になったら、財産管理や施設入居の契約などはどうなるのだろうかということです。

厚生労働省の公表によると、2025年には730万人が認知症になり、これは65歳以上の5人に1人の計算になります。2050年には1000万人を超える見通しだということです。

認知症になると、家族が本人のためだと言っても預貯金の引き出しなどができなくなり、財産が事実上凍結されます。

そこで対策の一つとして考えられるのが、任意後見契約です。これは、成年後見制度の一種で、本人が判断能力のあるうちに、信頼する人をあらかじめ後見人に指定します。財産管理や医療・介護の支援内容などを契約に盛り込むことができます。公正証書で契約する必要があり、契約内容は法務局に登録されます。判断能力が低下したら本人や任意後見の受任者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行い、後見監督人が選任されると任意後見契約の効力が生じます。

判断能力が低下してから、家庭裁判所に後見人選任の申し立てを行う法定後見制度では、本人の見知らぬ人が後見人として選任されてきますので、抵抗を感じることもあり得ます。その点、任意後見契約ですと、本人が納得した家族や知り合いを予め後見人に選ぶことができます。後見人による不適切な財産管理を防止するための任意後見監督人も付きますので、安心できます。

任意後見契約とセットで結ばれるのが、財産管理等委任契約です。これは、まだ認知症にはなっていないけれども、足腰が弱ったり長期の入院をしたりして自由に出かけられないといった場合に、本人の意思に従って、財産管理や療養看護に関する手続きを代行するというものです。

始めは財産管理等委任契約で対応し、判断能力を失ったら任意後見契約に移行するという「移行型」が一般的だと言われています。身寄りのない「おひとり様」の場合には、法律の専門家などに財産管理や任意後見を依頼することも一案です。